

議会の議員その他非常勤の職員の災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日

東大阪市長 野 田 義 和

議会の議員その他非常勤の職員の災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年東大阪市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭補償の額)</p> <p>第 6 条の 4 条例第 15 条に規定する市長が定める金額は、<u>330,000 円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する額を加えた金額とする。</p>	<p>(葬祭補償の額)</p> <p>第 6 条の 4 条例第 15 条に規定する市長が定める金額は、<u>315,000 円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する額を加えた金額とする。</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規規則」という。）第 6 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた議会の議員その他非常勤の職員の災害補償等に関する条例（昭和 43 年東大阪市条例第 14 号）第 6 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 6 条の 4 の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 660,000 円未満であるものに限る。）の支払は、新規規則第 6 条の 4 の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。